

放課後児童クラブ令和6年度新規補助対象団体候補（山崎小学校区）の選定募集要領

横須賀市（以下「本市」という。）では、児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として、現在、民設民営の放課後児童クラブが、46小学校区のうち、43小学校区で展開しています。

今般、本市では令和6年度より横須賀市立山崎小学校区の児童を受け入れる、新たな民設民営放課後児童クラブの一事業者を新規補助対象団体とすることを計画しています。

事業者の選定には、事業執行能力等の資質や事業の趣旨への理解度、さらに事業手法等について評価をするため、申立書等及び運営計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。

1 応募要件

本選定に参加する事業者は、次に掲げる資格要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 納付すべき市税等を滞納していないこと。
- (3) 横須賀市暴力団排除条例第2条第2号、第3号、第4号又は第5号に該当していないこと。

2 所在地

クラブの設置場所は、次のとおりとします。

市立山崎小学校区内（平成町1丁目5番地3、安浦町3丁目の内27番地から31番地まで、三春町、富士見町1丁目の内13番地から30番地まで）または、市立山崎小学校から道路距離で1km以内にあること。

3 施設要件

クラブの施設は、次に掲げる施設要件を満たすこととします。

建築基準法、消防法を遵守していること。

4 運営要件

クラブの運営に当たっては、次に掲げる運営要件を満たすこととします。

- (1) 利用定員が20名以上45名以下であること。
- (2) 月額利用料が13,000円以下（週5日利用、1年生から6年生の利用料平均月額）であること（ただし、おやつ代込の場合は、おやつ代相当額を除く）
- (3) 本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に適合していること

5 選定スケジュール

本選定に関するスケジュールは次のとおりとします。

内容	期日等
質問受付期限	令和5年10月27日（金）17時
全ての質問・回答内容の公表	令和5年11月1日（水）
参加申込（申立書等及び運営計画書の提出）の期限	令和5年11月2日（木）～ 令和5年11月20日（月）17時
プレゼンテーション時刻通知	令和5年11月22日（水）
プレゼンテーションの実施	令和5年11月28日（火）
選考結果の通知	令和5年11月30日（木）

6 募集要領、様式の掲載

「募集要領」、「様式」等については、本市のホームページに掲載します。

（本市のトップページ→「福祉・子育て」→「子育て」→「教育・保育・放課後」→「放課後」）

7 質問の受付・回答

（1）質問の受付

本選定に関する質問がある事業者は、次により質問書（様式1）を提出してください。

- ① 提出方法 Eメールに添付
- ② 提出期限 令和5年10月27日（金）17時 必着
- ③ 提出先 横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課（放課後児童対策係）
（メールアドレス）as-dc@city.yokosuka.kanagawa.jp

（2）質問に対する回答

質問に対する回答は、次により行います。

- ① 回答方法 質問者にEメール（受信したメールに返信）で随時回答
- ② 回答期限 質問を受け付けた日の翌日から起算して3日以内（土・日・祝日を除く）に回答します。

（3）留意事項

- ① 提出期限後の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。
- ② 質問内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。

（4）質問・回答内容の公表

受け付けた全ての質問とその回答内容を次により公表します。

- ① 公表方法 質問者名を伏せて、本市ホームページに掲載します。
- ② 公表日 令和5年11月1日（水）
- ③ 質問・回答内容に併せて、補足説明等を掲載する場合があります。

8 参加申込（申立書等及び運営計画書の提出）

（1）放課後児童健全育成事業実施に係る申立書等及び運営計画書の提出

応募要件を満たし、プレゼンテーションへの参加を希望する事業者は、次により放課後児童健全育成事業実施に係る申立書（様式2）、別紙（情報シート）（様式2①）及び運営計画書（様式3及び様式3①～④）を提出してください。

※「別紙（情報シート）の記入方法」をご確認の上、作成してください。

- ① 提出方法 郵送または持参
- ② 提出期限 令和5年11月20日（月）17時 必着
- ③ 提出先 横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課（放課後児童対策係）
（メールアドレス）as-dc@city.yokosuka.kanagawa.jp
- ④ 提出部数
 - ・申立書（様式2）、別紙（情報シート）（様式2①）、
運営計画書（様式3及び様式3①～④） 各1部
 - ・事業者の名称の入っていない別紙（情報シート）（様式2①）、
事業者の名称の入っていない運営計画書（様式3①～④） 各4部

※お車で来所される場合、はぐくみかん敷地内の駐車場には駐車しないでください。

（2）プレゼンテーション時刻通知

放課後児童健全育成事業実施に係る申立書、別紙（情報シート）及び運営計画書を提出した事業者に対して、次によりプレゼンテーション時刻を通知します。

- ① 通知方法 別紙（情報シート）（様式2①）に記載されたメールアドレスあてに通知します。
- ② 通知期限 令和5年11月22日（水）

（3）留意事項

- ① 放課後児童健全育成事業実施に係る申立書、別紙（情報シート）及び運営計画書の提出をもって、募集要領の記載内容に同意したものとみなします。
なお、提出期限内に上記（1）④のとおり提出しない事業者は、プレゼンテーションに出席することはできません。
- ② 申立書、別紙（情報シート）及び運営計画書は提出後の差し替えはできませんので、内容を十分精査してから提出してください。
- ③ 提出された各種様式は、横須賀市情報公開条例に基づく公文書公開請求の対象となりますので、ご承知おきください。なお、公文書公開請求があった場合には、条例第13条第1項に意見書提出の機会を与えることができる旨が規定されていますので、第三者保護に関する手続きを行った上で諾否を決定します。
- ④ 各種様式の作成や提出等に要した費用、報酬等は支払いません。

9 プレゼンテーションの実施

提出された放課後児童健全育成事業実施に係る申立書の別紙（情報シート）及び運営計画書に基づくプレゼンテーションにより評価、採点します。

評価は、放課後児童クラブ新規補助対象団体候補選定職員（以下「選定職員」とする。）により公正かつ厳正に行います。選定職員は、別表「評価基準」に基づき評価します。

（1）プレゼンテーションについて

① 日時 令和5年11月28日（火）

② 場所 横須賀市小川町16番地 はぐくみかん5階 会議室3

③ 実施方法

- ・プレゼンテーション出席者は、各事業者につき3名以内としてください。
- ・プレゼンテーションは非公開とし、提出された放課後児童健全育成事業実施に係る申立書の別紙（情報シート）及び運営計画書をもとに説明していただきます。
- ・実施時間は、各事業者につき35分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答20分程度）を予定しています。
- ・受付時間までに受付ができなかった場合、プレゼンテーションへの出席を辞退したものとします。なお、交通事情などにより、やむを得ない事由により受付時間までに受付ができない場合は、受付時間までに担当課に電話連絡をしてください。遅延証明等、その事由を証明する書面の提出により、実施時間を変更します。
- ・評価は、選定職員3名が公正かつ厳正に行います。
- ・パソコン及びプロジェクターは使用できません。
- ・質疑応答終了後の回答内容の変更は不可とします。
- ・プレゼンテーション出席に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- ・やむを得ない理由等により、本市がプレゼンテーションを実施できないと判断した場合は、延期又は中止することがあります。
- ・お車で来所される場合、はぐくみかん敷地内の駐車場には駐車しないでください。

（2）評価項目、配点

別表「評価基準」のとおり

（3）選定結果の通知

全プレゼンテーション参加事業者に対して、次により、結果を通知します。

① 通知内容

- ・選定となった場合：参加事業者自身の評価点、選定となった旨の通知
- ・選定外となった場合：参加事業者自身の評価点、選定外となった旨の通知
- ※選定となった事業者が辞退した場合は、次点の事業者を選定いたします。

（ただし、評価点が135点以上の場合に限る）

② 通知方法 別紙（情報シート）（様式2①）に記載されたメールアドレスあてに通知します。

③ 通知期限 令和5年11月30日（木）

(4) 結果の公表

令和5年11月30日(木)以降に、本件の結果を市ホームページで公表します。

(本市のトップページ→「福祉・子育て」→「子育て」→「教育・保育・放課後」→「放課後」)

なお、公表内容は全参加事業者の評価点になります。

※全参加事業者と評価点を記載例のとおり表記します。

(記載例) 事業者A X点、事業者B Y点…

10 本選定に際しての留意事項

(1) 失格事由

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。選定となった事業者については、選定を取り消します。

- ① 期限内に提出書類を提出しなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本選定の実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- ④ その他、本記載内容に違反した場合

(2) 参加辞退

参加申込(申立書等及び運営計画書の提出)後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式4)を提出してください。

なお、参加辞退事業者に対して、本市が以後の選定等において不利益な扱いをすることはありません。

(3) 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類の内容に含まれる著作権は、原則として、参加事業者に帰属します。
- ② 提出書類は、理由の如何を問わず、返却できません。
- ③ 提出書類の差し替えは、認めません。
- ④ 提出書類は、原則として公開しませんが、本市の情報公開条例に基づき、公開する場合があります。
- ⑤ 提出書類は、本選定の実施にあたり、必要な範囲において複製を作成する場合があります。